

緑の募金にご協力をお願いします

問 産業振興課 ☎(55)7128

皆様からお寄せいただいた募金は、公共施設の緑化や学校の花育活動などの緑化事業のために活用させていただきます。

▼期間／4月1日(火)～5月31日(土)の2か月間

▼募金箱設置場所／市役所・各支所・文化会館・佐織公民館・消防署など

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します

問 危機管理課 ☎(55)7130

▼申請期間／4月1日(火)～令和8年2月27日(金)

▼対象者要件／市内に住所を有し、令和8年3月31日時点で、7歳～18歳・65歳以上の方

※お1人様につき1個・1回限り

※過去に申請された方は再度申請することはできません。

▼補助対象となるヘルメット／令和7年4月1日以降に購入した安全基準に適合している安全認証マークがついている新品の自転車乗車用ヘルメット。

▼補助金額／上限2千円

▼申請方法／ヘルメット購入後に、申請書類に必要事項を記入し、領収書、通帳の写し、安全認証マークが確認できる書類などを添えて危機管理課または各支所へ申請してください。

▼注意事項／必要書類などは、市ホームページまたは、危機管理課に確認ください。

特殊詐欺対策機器購入費の一部を補助します

問 危機管理課 ☎(55)7130

▼申請期間／4月1日(火)～令和8年2月27日(金)

▼補助対象者／市内に住所を有し、令和8年3月31日現在、65歳以上となる方で、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 65歳以上の一人暮らしの方
- ② 65歳以上の方のみで構成される世帯の方
- ③ 日中に住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の方

▼対象機器／通話録音機能や着信拒否機能を内蔵する固定電話機または同様の機能がある固定電話機に接続する特殊詐欺対策機器

▼対象経費および補助金額／購入費および設置工事に係る経費の2分の1以内(上限6千円)

※100円未満は切捨て

▼注意事項／特殊詐欺対策機器の購入前に必ず補助金の交付申請をしてください。必要書類などは、市ホームページまたは、危機管理課に確認ください。

車検で納税証明書の提示が不要になります

◎原則すべての軽自動車などの納税証明書の提示が不要になります

令和5年1月から軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)のサービスが始まり、三輪・四輪の軽自動車などを車検(継続検査)に出す際、納税証明書が不要になっています。

令和7年4月以降、二輪の小型自動車も軽JNKSの対象となることから、原則すべての軽自動車などが車検を受ける際に、納税証明書の提示が不要になります。

◎令和7年度以降は納税証明書を送付しません

令和6年度までは、二輪の小型自動車でも口座振替を利用して納期内に納税した方に対し、市から「納税証明書(継続検査用)」をハガキで送付していました。しかし、車検の際に原則不要となることから、令和7年度以降はすべての車種で納税証明書の送付を廃止します。

なお、中古車の購入直後や、過去に未納がある場合、軽自動車税を納付した直後など、軽JNKSによる確認ができない場合は、これまでどおり窓口申請や郵送申請により、納税証明書(継続検査用)を無料で発行します。

◎支払方法による納税証明書のちがい

現金で支払う

市役所や銀行、コンビニなどで現金でお支払された場合は、お手元に納税証明書が残ります。

キャッシュレスで支払う

キャッシュレス決済を利用された場合は、納税証明書は送付されません。

口座振替で支払う

口座振替を利用された場合は、納税証明書は送付されません。

問 収納課 ☎(55)7121